(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			10,000	9,830	9,660	9,490	9,320	9,150	8,980	8,810
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							36,690	35,450
		最大積載量が２トン以下のもの							23,120	22,400
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							36,690	35,450
		最大積載量が２トン以下のもの							23,120	22,400
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								11,780	11,510
	自家用								11,780	11,510
小型二輪自動車			8,210	8,100	7,990	7,870	7,760	7,650	7,530	7,420
軽自動車	検査対象車		8,720	8,590	8,460	8,330	8,200	8,080	7,950	7,820
	検査対象外車									5,990
原動機付自転車										4,930
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									4,950	4,940
緊急自動車			5,120	5,110	5,090	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								4,700	4,700
	(ロ) 教習用自動車								4,700	4,700
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							7,240	7,130
		b 小型二輪自動車	4,880	4,870	4,860	4,850	4,840	4,840	4,830	4,820
		c 軽自動車 検査対象車							4,830	4,820
		c 軽自動車 検査対象外車								4,740
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									4,650	4,650
検査対象外被けん引軽自動車										4,690

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			8,640	8,470	8,300	8,120	7,950	7,780	7,600	7,430
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270
		最大積載量が２トン以下のもの	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270
		最大積載量が２トン以下のもの	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230
	自家用		11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230
小型二輪自動車			7,310	7,190	7,070	6,960	6,840	6,730	6,610	6,500
軽自動車	検査対象車		7,690	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,890	6,760
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			4,930	4,910	4,900	4,890	4,870	4,860	4,850	4,840
緊急自動車			5,000	4,980	4,960	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670
	(ロ) 教習用自動車		4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,030	6,930	6,820	6,720	6,610	6,510	6,410	6,300
		b 小型二輪自動車	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750
		c 軽自動車 検査対象車	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。